

後援三徳会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校後援三徳会と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校の教育事業を後援し、学校と家庭との連絡を図ることを、主たる目的とする。

(会員)

第3条 本会は、本校生徒の保護者等、及び本校教職員で、本会の目的に賛同し、協力する意思を有する者をもって、会員とする。

2 会員は、別に定める会計基準により会費等を納めなければならない。

(機関及び組織)

第4条 本会には次の機関を置き、以下のように組織する。

- (1) 総会 全会員をもって組織する。
- (2) 理事会 理事及び役員をもって組織する。
- (3) 役員会 理事長・副理事長・書記・会計・会計監査・顧問をもって組織する。
- (4) 委員会 必要に応じ理事及び教職員の中から組織する。

(総会)

第5条 総会は本会の最高議決機関であり、役員を選任、会計に関する事、その他本会の運営の基本に関する事等を審議し、議決する。

2 総会は理事長が召集し、毎年5月に定期総会を開催する。なお、理事長が必要と認めるとき、または会員3分の1以上の請求があるときは、理事長は、臨時総会を開催する。

3 総会は全会員の3分の2以上(委任状含む)の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

(理事会)

第6条 理事会は総会に付議すべき事、及び本会の運営に関する事等を審議する。

(理事の選任と任期)

第7条 理事は、各学年より若干名を選出し、総会において承認を受ける。

2 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第8条 役員会は総会・理事会に付議すべき事、及び本会の事務の執行に関する事等を審議する。

(役員構成)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名(うち1名は副校長)
- (3) 書記 3名(うち1名は教職員)
- (4) 会計 3名(うち1名は教職員)
- (5) 会計監査 2名
- (6) 顧問 2名(校長・教頭)

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は各会議の議事を記録し、その他の事務を処理する。
- (4) 会計は本会の会計事務を処理し、総会において会計報告をするとともに、引き続き年度の会計予算を提案する。
- (5) 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 顧問は本会の運営について、意見を出し、助言をする。

(役員選任)

第11条 役員選任は、理事会において候補者を調整し、総会に諮り承認を受ける。

(役員任期)

第12条 役員任期は原則として3年とする。

(委員会)

第13条 本会の目的遂行のため、本会に委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事及び教職員の中から理事長が委嘱する。

3 委員会の設置については、別に細則で定める。

(会計)

第14条 本会の経費は、入会金・会費・学校基金・環境整備協力費・図書費・寄付金・その他を持ってあて、本会の目的及び事業以外にこれをあててはならない。学校基金は、周年事業や、一般会計において対応困難な臨時・緊急時の事項等にあてるものとする。

2 経費の金額については別に会計基準を定め、その改正は総会の承認を必要とする。

第15条 会計は一般会計と特別会計とし、一般会計には入会金・会費・寄付金・その他をあて、特別会計には環境整備協力費と図書費と学校基金をあてる。

第16条 会計年度は、原則4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

第17条 本規約を実施するための細則を定めることができる。

2 細則は理事会において定める。

(改正)

第18条 本規約の改正は、総会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

付則 本規約は、平成22年5月21日より実施する。

付則 本規約は、平成27年4月1日より実施する。

付則 本規約は、平成28年5月19日より実施する。

付則 本規約は、令和4年5月末日より実施する。

後援三徳会委員会細則

第1条 規約第13条に基づき、委員会の設置について定める。

第2条 本会には、次の委員会を置く。

- (1) 交通・安全委員会
- (2) 食堂管理委員会
- (3) 学校徴収金監査委員会
- (4) 学年委員会

第3条 各委員会の主な活動内容は次の通りとする。

- (1) 交通・安全委員会 生徒の交通安全教育・防災に関すること
- (2) 食堂管理委員会 学校食堂の管理に関すること
- (3) 学校徴収金監査委員会 学校徴収金の審査に関すること
- (4) 学年委員会 保護者と教職員の連携に関すること

第4条 委員の任期は原則として3年とする。

第5条 その他、委員会活動について必要な事項は役員会で定める。

付則 本細則は、平成26年4月1日より実施する。

付則 本規約は、令和4年5月末日より実施する。

後援三徳会理事長・副理事長選任細則

第1項 翌年度の理事長1名・副理事長2名は2年役員の互選によって選出する。

第2項 その他、必要な事項は役員会で定める。

第3項 本規定の改廃は、理事会において行う。

付則 令和3年11月1日より実施する。

後援三徳会会計基準

第1項 規約第3条ならびに第14条に基づき、会計基準を定める。

第2項 本校生徒の保護者は、次に定める会費等を納入するものとする。

- (1) 入会金 1,000円 生徒の入学の際に納入する。
- (2) 会費 月額400円
- (3) 学校基金 月額140円
- (4) 環境整備協力費 月額280円
- (5) 図書費 月額250円

ただし、兄弟姉妹が本校に在籍しており、保護者等が本会員である場合は入会金は免除する。

また、減免措置については、神奈川県の入学検定料等の減免の基準を準用し、会費・学校基金・環境整備協力費・図書費を申請により免除する。また、学校の許可を受けて休学または留学している期間については、当該期間に係る会費・学校基金・環境整備協力費・図書費を免除する。ただし、高校生等奨学給付金の支給を受ける場合は免除されない。

第3項 本校の教職員は、次に定める会費を納入するものとする。

- (1) 会費 月額400円

第4項 寄付の申し出があった場合には、その受領を役員会で協議する。

第5項 本基準の改廃は、規約第14条2項の定めるところによる。

付則 本基準は、平成20年5月23日より実施する。

付則 本基準は、平成22年5月21日より実施する。

付則 本基準は、平成24年5月25日より実施する。

付則 本基準は、平成26年4月1日より実施する。

付則 本基準は、平成27年4月1日より実施する。

付則 本基準は、平成28年5月19日より実施する。

付則 本基準は、令和8年4月1日より実施する。

後援三徳会慶弔規定

- 第1項 生徒の保護者が死亡したとき
香典5,000円と花輪または生花を贈る
- 第2項 教職員の配偶者と父母が死亡したとき
香典5,000円と花輪または生花を贈る
- 第3項 生徒、教職員が死亡したとき
役員会で協議する
- 第4項 会員が甚大な災害にあったとき
役員会で協議する
- 第5項 その他、必要な場合には役員会で協議する。
- 付則 本規定は、平成17年5月27日より実施する。

後援三徳会部活動補助細則

- (1) 目的
県立横浜緑ヶ丘高等学校の生徒の活動を支援するために、本細則を定める。
 - (2) 補助の対象となる大会
関東大会以上、及びそれに準ずる大会に出場する場合
 - (3) 補助の対象となる生徒
大会等に出場する部員及び大会等の補助を行うために参加する部員
 - (4) 補助額
1人につき、5,000円を、後援三徳会特別会計（学校基金）から補助する。
ただし、1大会について、300,000円を上限とする。
 - (5) 手続き
所定の申請用紙に記載した上で、申請する。
 - (6) その他
遠方での開催など、理事長が必要と判断した場合は、役員会を招集し、役員会にて補助額を決定する。
- 付則 本細則は、平成26年4月23日より実施する。